第１号様式（第７条関係）

補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

　（あて先）浜松市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒　　　－　　　　 |
|  |  |
| 氏　名 | （署名又は記名押印） |
|  |  |
| 連絡先 |  |

生年月日（個人の場合）

　令和 年度において浜松市空き店舗等利活用事業を実施するので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。補助金を受領してから原則として６か月以内に営業を開始しないとき、若しくは１年以内に事業を廃止し、又は移転する場合は、補助金の返還が命じられることを理解し申請します。

**１　補助金交付申請額**

金　　　　　　　　　円

**２　店舗名称（予定）**

**３　事業内容**

**４　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）**

　□　浜松市空き店舗等利活用事業費補助金交付要綱第３条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

**５　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）**

□　浜松市空き店舗等利活用事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

・暴力団員等と密接な関係を有する者

・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

**７　添付書類**

・空き店舗等出店概要書（第２号様式）

・収支計画書（第３号様式）

・出店する空き店舗等の登記事項証明書の写し

・個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し

・納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第４号様式）

・（申請者が市外在住者の場合）当該申請者が在住する市町村の納税証明書

第２号様式（第７条関係）

空き店舗等出店概要書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者情報 | 個人の場合 | 法人の場合 |  |
| 氏名 | 名　称 |  |
| 住　所 | 所在地 | 〒 |
| 生年月日 | 代表者 |  |
| 開業年月日 | 設立年月日 |  |
| 物件所在地 | 〒　　　－　　　　浜松市　　　区 |
| 加盟商店会名 |  |
| 物件情報 | 面　　積 | 　　　　　　　　㎡ |
| 店舗階数 | 階建ての　　階　　 |
| 契約期間 | 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 |
| 開店予定日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 連絡先 | 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅメール |  |
| 業種 |  |
| 主な商品 |  |
| 営業時間 |  |
| 定休日 |  |
| 誓約事項 | 確認し、チェックを入れてください。□　本事業について、本補助金以外に公的な助成を受けません。□　本事業は、風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当しません。□　補助金を受領してから５年間、本事業にかかる市の調査依頼に協力します。 |

第３号様式（第７条関係）

収支計画書

**１　収入の部**単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容・算出根拠等 | 金　　額 |
| 補助金（初期費用等） | 補助対象経費の２分の１（上限５０万円） |  |
| 補助金（建築改装費） | 補助対象経費の２分の１（上限５０万円） |  |
| 補助金（設備改修費） | 補助対象経費の２分の１（上限５０万円） |  |
| 自己資金 | 補助対象経費－補助金 |  |
| 計 |  |  |

**２　支出の部**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容・算出根拠等 | 金額（税抜） |
| 初期費用等 | 前払い家賃：敷金：礼金：保証金：不動産購入経費： |  |
| 建築改装費 | 床工事：天井工事：壁・間仕切壁・窓・出入口工事： |  |
| 設備改修費 | 電気設備工事：空調・換気設備工事：給排水衛生設備工事：ガス整備工事： |  |
| 計 |  |  |